



令和 4 年 (2022 年) 2 月 18 日

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」で、対象となる住民税非課税世帯等に 1 世帯当たり 10 万円の臨時特別給付金を支給します。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するため、住民税非課税世帯等に対して 1 世帯当たり 10 万円を支給するものです。

2 支給対象世帯

- (1) 住民税非課税世帯(世帯員全員の令和 3 年度住民税均等割が非課税の世帯)

基準日(令和 3 年 12 月 10 日)における世帯員全員の令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である世帯

- (2) 家計急変世帯(令和 3 年 1 月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯)

(1)の世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様と認められる世帯

※(1)は基準日時点、(2)は申請日時点において本市に住民登録がある世帯が対象です。

※(1)(2) いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

3 支給額

1 世帯当たり 10 万円

以下次ページに続きます。



4 申請手続等

世帯区分		提出書類(※1)	提出方法	申請期間
住民税 非課税 世帯	世帯員全員の令和3年度分の住民税の課税状況が判明している世帯	確認書(※2)	郵送 (返信用封筒)	令和4年2月21日(月)～ 令和4年5月31日(火)【必着】
	令和3年度分の住民税が未申告である場合など課税状況が不明である方が含まれる世帯	申請書(※2)	郵送 (返信用封筒)	令和4年2月21日(月)～ 令和4年9月30日(金)【必着】
家計急変世帯		申請書(※3)	郵送	令和4年3月1日(火)～ 令和4年9月30日(金)【必着】

※1 提出書類は、確認書および申請書のほか、区分に応じて添付書類が必要です。

※2 住民税非課税世帯分の確認書および申請書は、令和4年2月21日(月)から順次郵送する予定です。

※3 家計急変世帯分の申請書は、本市(社会福祉課)の窓口において配布するほか、ホームページに掲載します。

5 問い合わせ先

彦根市コールセンター 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 担当

0120-021-398 (平日の9時から17時まで)

※土曜日、日曜日および祝日は、受け付けしていません。

問い合わせ先
彦根市福祉保健部社会福祉課
担当 力石・林田
TEL : 0749-27-4578